

第1 現状と課題

- 1 土壤汚染対策法に基づかない土壤汚染の発見の増加
- 2 サイトごとの汚染状況に応じた合理的な対策
- 3 掘削除去に伴う搬出汚染土壤の適正な処理

第2 今後の土壤汚染対策の在り方について

調査の契機について

(1) 自主的な調査について

- 自主的調査の結果、土壤の汚染状態が指定基準を超過した場合は、都道府県知事等に報告する。
- 公定法を満たしているときは、法に基づく調査と見なし、適切に管理。
- 公定法を満たしていないときは、都道府県知事等が周辺の状況を調べ、健康被害の生じるおそれがある場合は第4条の調査を命ずる。それ以外の場合は、汚染土壤の搬出に伴う問題の発生を防止するため、当該土地の形質変更を行う際に、調査が行われる仕組み。

(2) 一定規模以上の土地の形質変更について

- 一定規模以上の土地の形質変更時の調査(土地利用の履歴等によって土壤汚染の可能性の高い土地のみ。)

サイトごとの汚染状況に応じた合理的な対策の促進

(1) 区域の分類化と必要な対策の明確化

- 区域を下記のように分類。
  - ア 摂取経路を遮断する対策(盛土、封じ込め等)は不要な区域。形質変更届必要。
  - イ 摂取経路を遮断する対策や場合によっては掘削除去が必要な区域。対策も併せて公示。
  - ウ イであったが、摂取経路を遮断する対策が講じられた区域。
- 汚染の状況、健康被害が生ずるおそれの有無に応じた必要な対策の基準を明確化。

(2) 土壤汚染対策の結果に対する地方公共団体の確認

- 地方公共団体が対策の効果を確認し、汚染の除去をしたと認める場合には、区域の解除を行い、摂取経路の遮断が実現されていると認める場合には、ウの区域として公表する。

(3) 土壤汚染に関する調査結果や対策内容に関する情報の活用

- 土壤汚染がなかったという情報も含め、地方公共団体において、土壤汚染の状況を把握し、汚染原因の解明、汚染状況の履歴調査等に有効に活用。

(4) 申立てにより土壤汚染があると見なす区域(特例区域の指定)

搬出汚染土壤の適正処理

(1) 汚染土壤の搬出は、抑制すべきことを明確に位置付ける

(2) 汚染土壤の適正な処理を義務付ける

- 運搬、保管及び処分に関する基準を定める(罰則担保)。
- 搬出汚染土壤管理票(汚染土壤マニフェスト)による確認の義務付け。
- 自然的原因による汚染土壤も、人為的な搬出以降の行為は法の対象とすべき。

(3) 汚染土壤が不適正に処理された場合の是正命令の新設

その他

- (1) 指定調査機関の信頼性を確保するため、管理者の資質の向上、指定の更新
- (2) リスクコミュニケーションを促進するため、ガイドラインの充実、人材の育成
- (3) 土壤汚染の調査・対策手法の充実、低コスト化
- (4) 操業中の対策の支援
- (5) 基金等による助成制度の充実
- (6) 中小企業の土壤汚染対策(調査を含む。)に関する支援